

# 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」の概要

- 青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）第8条に基づき、こども政策推進会議が計画を定め、その実施を推進。
- 施策の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、策定後3年を目途に見直し。

## 1 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

- 「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方向へ
  - ・ 情報「発信」を契機とするトラブル等に対する取組等の推進 ～トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等
  - ・ インターネット・リテラシーの向上の推進 ～生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等

## 2 フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

- フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底
    - ・ 携帯電話事業者・契約代理店による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底
  - 青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の推進
    - ・ 特定サーバー管理者（SNS事業者等）に対する閲覧防止措置の啓発の推進
  - 低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化
    - ・ 親子でのスマホ共用を想定した携帯電話事業者等による情報提供 ～フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスの利用等の周知啓発
  - 容易な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「ペアレンタルコントロール機能」の普及推進
    - ・ カスタマイズ機能 ～WEBコンテンツや起動可能アプリの年齢に応じた制限、サイト・アプリの個別の制限等
    - ・ ペアレンタルコントロール機能 ～青少年の発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段。フィルタリングのほか、時間管理機能や課金制限機能等
- これらに関する保護者への周知啓発

## 3 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

- 家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理（非技術的手段によるペアレンタルコントロール）
  - ・ インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでいる現状を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進
- 学校、家庭、社会において、青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進

## 4 その他相談・支援体制の継続的な整備推進等（ネットいじめ、SNS等ネット上のトラブル、性被害防止、人権侵害、プライバシー侵害等への対応）

- トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進
  - ・ インターネット上で名誉棄損やプライバシー侵害等の被害を受けた青少年からの相談への対応推進
  - ・ インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進
- SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進

⇒ 施策の推進状況や、主要各国における最近の対策の動向等を踏まえつつ、法令改正の要否も含め、関係省庁等が連携して具体的な方策の検討を進めるとともに、3年後を目途に第6次基本計画を見直す